

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条第4項（法第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日 時 平成22年3月24日（水） 午後1時30分から
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階第15会議室
- 3 案 件
 - (1) 鳥取県ニホンジカ保護管理計画（案）について
 - (2) ニホンジカの狩猟期間の延長について
 - (3) ニホンジカの1日当たりの捕獲数の制限の解除について
 - (4) ニホンジカの猟法の禁止の解除について
 - (5) イノシシの狩猟期間の延長について